

中央環境審議会地球環境部会  
国内制度小委員会  
委員長 安原 正殿

2001年6月27日

青木 保之

中央環境審議会地球環境部会国内制度小委員会中間取りまとめ（たたき台）に関する意見

表記について、次のとおり、意見を提出いたします。

1 地球温暖化対策は、広く国民の理解と協力がなければ、達成が難しいと考えられ、P.39の図21にも「国民の参加と協力」という事項が載せられているが、国として、国民に温暖化にかかる各種情報を積極的に公開、説明していく義務があると考えます。このような観点から、P.39の第1段に、例えば、- - 実施するためには、広く国民に理解を求め、その参加と協力の下に幾つかの基本的な機能（ ）を働かせることが必要である。等の表現を加えたら如何と考える。

2 P.31 12 - 13行の自動車の取得、保有段階の税制グリーン化については、現段階では、このような表現でもやむをえないかと思うが、今後、その効果、他の税制への影響など検討すべき課題が残ると考えている。

3 P.31 (3) 5 - 6行の「住宅の温室効果ガスLCAの第三者認証」については、住宅品質確保促進法に基づく「住宅性能表示制度」及び財団法人の行っている優良建築物マーク表示制度があると聞いており、このケースに限らず、すでに類似の制度がある場合、必要があるなら、その制度をさらに普及するか、改良するか、強化するかを考え、どうしてもそれでは目的が達成されない場合に新制度を考えていかないと、屋上屋を架する結果となり、国民が当惑するように思うので、表現を考慮すべきと思う。

4 2 - 3の「個別の排出削減に係る主な制度的手法」の各項目の最終段落に削減の数値が掲げられているが、どのような項目を集計しているのかわからないものもあるので、本文に入れる必要はないが、参考資料などで明示していただきたい。